



宮 崎 県 公 報

平成26年7月22日（火曜日） 第 2609 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明
について……………（自然環境課） 1

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（生活・労働・財政課） 1

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請……………（ ” ） 1

○土地改良区の役員の就退任の届出（2件）……………（農村整備課） 2
○土地改良区の役員の退任の届出（4件）……………（ ” ） 2
○土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（ ” ） 3

病院局企業管理規程

○病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部
を改正する企業管理規程…………… 3

○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正
する企業管理規程…………… 4

告 示

宮崎県告示第 422号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第2829号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する西都市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年7月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
西都市役所
甲斐ヒサ、中武重敏、中武清重、中武忠雄、土持廣仁
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2829号によること。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第10条第 1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年7月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年7月3日	特定非営利活動法人教育ファーム 宮崎・綾	奥 誠司	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣2807番地1	この法人は、農業体験等を実施する事により、「いのちの大切さ」、「勤労

の尊さ」、「育てる事の喜び」、「食べる事への感謝の心」を学ぶ機会を提供し、さらに、農業を核とした教育的事業を普及・発展させることで、人と自然が共生できる社会づくり、そして、その社会を生きる人づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年7月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年7月7日	特定非営利活動法人ライフカンパニー新富	田中 稔	宮崎県児湯郡新富町大字新田8339番地	この法人は、あらゆる世代の人達がお互いの交流を通して、地域の中で人間関係を深め、孤立よりも共同の生活を精神的糧

			とできることを目指し、高齢者には憩いの場を提供、児童及びその家族に対しては、健全育成、子育て支援事業を行い、地域発展のために尽力し、広く公益に貢献することを目的とする。
--	--	--	--

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地 2

（任期：平成27年 3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 和 彦	宮崎市大字加江田3818番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南田土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 野 宏 文	宮崎市佐土原町下那珂 11806番地 1
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	郡 司 和 美	宮崎市佐土原町下那珂 11728番地 2
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	金 丸 栄 一	宮崎市佐土原町下那珂 10934番地

		2
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地

（任期：平成28年 3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 野 宏 文	宮崎市佐土原町下那珂 11806番地 1
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	郡 司 和 美	宮崎市佐土原町下那珂 11728番地 2
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町東地区土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	国 部 明 宏	宮崎市田野町甲4706番地30

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	西 川 和 孝	小林市細野2181番地 5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により

、都城市高木原土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	中島利治	都城市太郎坊町1257番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長田土地改良区(三股町)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	藤野忠弘	三股町大字樺山4466番地9

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南俣土地改良区(高原町)から平成26年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、蒲牟田土地改良区(高原町)から平成26年4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

病院局企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年7月22日

宮崎県病院局長 渡邊亮一

宮崎県病院局企業管理規程第8号

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第1(第3条関係)						別表第1(第3条関係)					
事務	事項	管理者	専決区分			事務	事項	管理者	専決区分		
			次長	課長	課長補佐				次長	課長	課長補佐
[略]	[略]					[略]	[略]				
職員の 服務等 に関する 事項	2 職員の休職(職員の意に反するものを除く。)に関する事 項					職員の 服務等 に関する 事項	2 職員の休職(職員の意に反するものを除く。)に関する事 項				
	(1) 課長(これと同等の職にある者を含む。3、7、8、10及び13において同じ。)以上の職に係るもの	○					(1) 課長(これと同等の職にある者を含む。3、 <u>5</u> 、7、8、10及び13において同じ。)以上の職に係るもの	○			
	[略]						[略]				
	5 職員の <u>育児休業</u> の承認に関する事 項				○	5 職員の <u>休業</u> の承認に関する事 項					
						(1) 課長以上の職に係るもの	○				
	[略]					(2) <u>上記に掲げる職以外</u> の職に係るもの				○	
	[略]					[略]					
	[略]					[略]					

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院局事務の決裁及び委任に関する規程の規定は、平成26年7月1日から適

用する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年 7 月22日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第 9 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業等の承認を受けた職員の給与） 第14条 [略]</p>	<p>（育児休業等の承認を受けた職員の給与） 第14条 [略]</p> <p><u>（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）</u> 第14条の 2 <u>自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）の適用を受ける者の例による。</u></p> <p><u>（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）</u> 第14条の 3 <u>配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号）の適用を受ける者の例による。</u></p>

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、平成26年 7 月 1 日から適用する。